

改正

平成12年10月 2日 条例第96号

平成12年12月11日 条例第113号

平成14年10月 1日 条例第50号

平成15年10月 1日 条例第60号

平成17年 3月14日 条例第 1号

平成17年12月 9日 条例第71号

平成20年 3月11日 条例第20号

平成21年 3月 9日 条例第10号

平成24年 3月 6日 条例第 9号

平成28年12月 9日 条例第65号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

題名改正〔平成17年条例71号〕

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母が監護する家庭（規則で定めるものを除く。）をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 父又は母が前各号に準ずる規則で定める状態にある児童

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童

福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「児童養育事業」という。)に従事する者及び同法第6条の4に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

一部改正〔平成17年条例1号・71号・21年10号・24年9号・28年65号〕

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、区内に住所を有するひとり親家庭等の父若しくは母及び児童又は養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者で規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童養育事業を行う者に委託されている者
- (4) 里親に委託されている者

一部改正〔平成12年条例96号・17年71号・21年10号〕

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する所得のあった年の翌々年の1月1日から1年間対象者としなない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以

上であるとき。ただし、ひとり親家庭等の父又は母の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親家庭等の父又は母が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合については、規則に定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例60号・17年71号〕

（医療証の交付）

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、区長に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（医療証の提示）

第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に、前条に規定する医療証を提示しなければならない。

（助成の範囲）

第7条 区は、次の各号に定める対象者について、当該各号に定める範囲で、医療費の助成を行う。

(1) 第3条第1項第1号に該当する対象者 対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（同法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により

負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)  
の合計額(以下「一部負担金等相当額」という。)を控除した額

(2) 第3条第1項第2号に該当する対象者 規則で定める額

2 前項第1号の規定により一部負担金等相当額を算定する場合における高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の適用については、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区は、規則で定める者について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額(食事療養標準負担額を除く。)の助成を行う。

4 第1項又は前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

一部改正〔平成12年条例96号・113号・14年50号・20年20号〕

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、助成する額を病院等に支払うことによって行う。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、助成する額をひとり親等に直接支払うことができる。

(一部負担金等相当額の支払方法)

第8条の2 前条に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、一部負担金等相当額を高齢者の医療の確保に関する法律第67条の規定の例により病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する方法により医療費の助成を受ける第7条第3項に規定する規則で定める者は、食事療養標準負担額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

追加〔平成12年条例96号〕、一部改正〔平成14年条例50号・20年20号〕

(届出義務)

第9条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

( 損害賠償請求権の取得等 )

第11条 対象者の受ける医療に関する給付が第三者の行為により必要となったものである場合において、区が医療費の助成をしたときは、区は、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、対象者が既に第三者から損害賠償を受けているときは、区は、その価額の限度において、医療費の助成を行わず、又は対象者から助成した額に相当する額を返還させることができる。

( 助成費の返還 )

第12条 区長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から助成をした額の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

( 報告等 )

第13条 区長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、対象者に対して報告を求め、又は質問することができる。

( 委任 )

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、第8条、第9条第1項(医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるときに係る部分に限る。)及び第2項、第11条並びに第12条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 医療費の助成は、対象者が平成2年4月1日以後にその疾病又は負傷について医療に関する給付を受ける場合に行う。

附 則 (平成12年10月2日条例第96号)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合について適用し、同日前に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月11日条例第113号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月1日条例第50号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年10月1日以後に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合について適用し、同日前に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成15年10月1日条例第60号）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年1月1日以後に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合について適用し、同日前に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月9日条例第71号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日条例第20号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日以後に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合について適用し、同日前に対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月9日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月9日条例第65号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正

平成 2 年12月28日規則第82号  
平成 2 年12月28日規則第85号  
平成 3 年12月20日規則第73号  
平成 4 年12月28日規則第108号  
平成 5 年12月28日規則第91号  
平成 6 年12月12日規則第127号  
平成 7 年11月24日規則第90号  
平成 8 年 5 月31日規則第53号  
平成 8 年 9 月12日規則第77号  
平成 8 年12月27日規則第104号  
平成 9 年 3 月31日規則第39号  
平成 9 年12月26日規則第129号  
平成10年12月28日規則第114号  
平成11年 3 月 5 日規則第10号  
平成12年12月28日規則第149号  
平成13年11月30日規則第99号  
平成14年10月 1 日規則第83号  
平成15年10月 1 日規則第103号  
平成15年12月26日規則第129号  
平成17年 3 月31日規則第21号  
平成17年12月28日規則第147号  
平成18年 3 月14日規則第13号  
平成18年 9 月29日規則第100号  
平成20年 3 月31日規則第52号  
平成20年12月26日規則第101号  
平成22年 5 月31日規則第47号  
平成24年 7 月31日規則第82号

平成24年12月28日規則第112号

平成25年 5月31日規則第65号

平成25年12月27日規則第93号

平成26年 3月31日規則第42号

平成26年 9月30日規則第75号

平成28年 2月29日規則第29号

平成28年12月28日規則第118号

## 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

題名改正〔平成17年規則147号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年9月世田谷区条例第50号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年規則147号〕

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(児童の障害の状態の程度)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1各号のいずれかに該当する状態とする。

(ひとり親家庭等としない家庭の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める家庭は、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

(1) 条例第2条第2項各号のいずれかに該当する児童が、その児童を監護しない父又は母と生計を同じくしている家庭。ただし、その父又は母が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 条例第2条第2項各号のいずれかに該当する児童が、父又は母の配偶者（同項第3号に規定する程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されている家庭

一部改正〔平成17年規則147号〕

(父又は母の障害の状態の程度)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2各号のいずれかに該当する状態とする。



(父又は母の状態)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める状態は、次の各号のいずれかに該当する状態とする。

- (1) 父又は母が児童を引き続き1年以上遺棄しているとき。
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けたとき。
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているとき。
- (4) 母が児童を婚姻によらないで懐胎したとき。
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでないとき。

一部改正〔平成8年規則53号・24年82号・25年93号〕

(社会保険各法)

第7条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)

一部改正〔平成9年規則39号・129号・20年52号〕

(日雇特例被保険者の特例)

第8条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

一部改正〔平成14年規則83号〕

(施設の範囲)

第9条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第7条に規定する対象者又

は対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。)がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。

全部改正〔平成18年規則100号〕

(所得制限額)

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第3により、同表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童の養育者にあつては、別表第4により、同表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

(1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(2) 第6条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第6条第4号に該当する児童(父から認知された児童を除く。)であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第6条第5号に該当する児童

3 前項第1号及び第2号に規定する「父又は母がない児童」とは、条例第2条第2項第2号若しくは第4号に該当する児童又は父が明らかでない児童若しくは母が戸籍上ない児童をいう。

4 条例第4条第1項第1号ただし書の規定によりひとり親家庭等の父又は母が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親家庭等の父又は母の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

5 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5により、同表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

一部改正〔平成10年規則114号・15年103号・17年147号・24年82号〕

(所得の範囲)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課す

る同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。) についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親家庭等の父又は母がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。)に係る所得とする。

一部改正〔平成14年規則83号・15年103号・17年147号・26年75号〕

(所得の額の計算方法)

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、所得のあった年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びにひとり親家庭等の父又は母がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者  
その控除の対象となった障害者1人につき270,000円(当該障害者が同号に規定する特別障害者  
である場合には、400,000円)
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者  
(母及び父を除く。) 270,000円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場  
合には、350,000円)
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者  
270,000円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者  
当該免除に係る所得の額  
一部改正〔平成2年規則82号・6年127号・8年104号・11年10号・13年99号・14年83号・15  
年103号・17年147号・18年100号・20年52号・22年47号・26年75号・28年118号〕  
(被災者の所得の特例)

第13条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類  
する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは  
扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具  
その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。)につ  
き被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分  
の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合、その損害を受けた日か  
ら翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規  
定を適用しないものとする。

(医療証の交付申請)

第14条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書(第1  
号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、条例第2条第2項第1号  
に該当する父若しくは母(婚姻の届出をしていた者に限る。)、同項第2号に該当する父若しく  
は母、同項第3号に該当する父若しくは母(国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎  
年金を受給している者であって、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の障害の程度が  
1級であるものに限る。)又は第6条第3号に該当する父若しくは母に係る申請にあつては第1  
号に規定する書類を、区の住民基本台帳に記録されている者に係る申請にあつては第3号に規定  
する書類を、世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)により当該年度分の特

別区民税の申告を行った者に係る申請にあつては第5号及び第6号に規定する書類を、養育者、条例第2条第2項第2号から第4号までのいずれかに該当する父若しくは母又は第6条第1号若しくは第3号に該当する父若しくは母に係る申請にあつては第7号に規定する申告書を除く。

- (1) ひとり親家庭等認定調書(第2号様式)
- (2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書
- (3) 世帯の全員の住民票の写し
- (4) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者その他これらに準ずるものであることを証する書類
- (5) ひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)並びにひとり親等の配偶者及び条例第4条第1項第2号に規定する扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費に関する申告書(以下「養育費申告書」という。)
- (8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を提示したときは、同項各号(同項第4号及び第6号を除く。)に規定する書類の添付を省略することができる。

3 区長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、医療費の助成を受ける資格を有する者(以下「対象者」という。)であると決定したときは医療証(第3号様式)を、対象者のうち第17条の2に定める者であると決定したときは医療証(第3号の2様式)を交付する。また、対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書(第4号様式)により通知する。

一部改正〔平成12年規則149号・14年83号・17年21号・147号・24年82号・112号〕

(医療証の有効期限等)

第15条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の再交付)

第16条 対象者は、医療証の破損、汚損又は紛失があつたときは、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書(第5号様式)により区長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請には、破損又は汚損した医療証を添付しなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに紛失した医療証を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成17年規則147号〕

(一部負担金限度額)

第16条の2 条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する高齢者医療確保法第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療の被保険者が高齢者医療確保法の規定により負担すべき額(食事療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は同令第15条第1項各号又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず44,400円とし、同令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は同令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず12,000円とする。

追加〔平成14年規則83号〕、一部改正〔平成18年規則100号・20年52号・101号〕

(日雇特例被保険者の特例の助成の範囲)

第17条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額の範囲内において、同号に該当する対象者が実際に負担する額を上限とする。

(助成の対象の特例)

第17条の2 条例第7条第3項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の市町村民税(地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者又は区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

追加〔平成12年規則149号〕

(一部負担金等相当額の減免)

第17条の3 区長は、高齢者医療確保法第69条第1項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第33条第1項に規定する事由に該当する者について、条例第7条第1項第1号に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額を除く。)を減免することができる。この場合において、減免を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費

助成制度一部負担金減免申請書（第5号の2様式）に同令第33条第1項に規定する事由に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が同項に規定する要件に該当すると認めるときは、対象者に対して、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書（第5号の3様式。以下「減免証明書」という。）を交付し、また、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書（第5号の4様式）により通知する。

3 前項の規定により減免証明書の交付を受けた者は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に医療証を提示する際、当該減免証明書を提示しなければならない。

追加〔平成12年規則149号〕、一部改正〔平成14年規則83号・17年147号・20年52号〕

（助成の方法の特例）

第18条 条例第8条ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

（2）高齢者医療確保法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院等に支払った額から第16条の2に定める額を控除した額を支給するとき。

（3）条例第3条第1項第2号に該当する対象者が病院等で医療に関する給付を受けたとき。

（4）対象者が都外に所在する病院等又は条例による医療費の助成を取り扱わない病院等で国民健康保険法若しくは社会保険各法により医療に関する給付を受けたときその他区長が特に必要があると認めるとき。

一部改正〔平成12年規則149号・14年83号・20年52号〕

第19条 条例第8条ただし書に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、ひとり親家庭等医療助成費支給申請書（第6号様式）により区長に申請しなければならない。

2 前条第1号に規定する理由により前項の申請を行う場合には、前条第1号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

3 前条第2号に規定する理由により第1項の申請を行う場合には、同号の高額療養費の支給対象となる医療に相当するものに要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。

- 4 前条第3号に規定する理由により第1項の申請を行う場合には、同号の対象者が病院等で受けた医療に関する給付の内容を証する書類を添付しなければならない。
- 5 前条第4号に規定する理由により第1項の申請を行う場合には、国民健康保険法又は社会保険各法により受けた医療に関する給付の内容及び当該医療に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。
- 6 区長は、第1項の申請があった場合において、医療費の助成をすることに決定したときはひとり親家庭等医療助成費支給決定通知書（第6号の2様式）により、医療費の助成をしないことに決定したときはひとり親家庭等医療助成費支給申請却下決定通知書（第6号の3様式）により通知する。

一部改正〔平成8年規則77号・12年149号・17年147号・20年52号・25年65号〕

（届出）

- 第20条 申請した事項に変更が生じたことに基づく条例第9条第1項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更届（第6号の4様式）又はひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅届（第6号の5様式）に医療証及び申請した事項の変更の事実を証することができる書類を添えて行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条の規定による転居届があったときは、その届出と同一の事由に基づく同項の届出があったものとみなす。この場合において、医療証は、区長に提出しなければならない。
  - 3 医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであることに基づく条例第9条第1項に規定する届出は、第三者行為による傷病届（第7号様式）により行わなければならない。
  - 4 条例第9条第2項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証現況届（第7号の2様式）にひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類（以下「所得証明書」という。）及び養育費申告書並びに第14条第1項各号（同項第5号及び第7号を除く。）に規定する書類のうち区長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示したときは、所得証明書及び養育費申告書の添付を省略することができる。

一部改正〔平成8年規則77号・14年83号・17年147号〕

（受給資格の消滅）

- 第21条 区長は、対象者からの届出又は公簿等による確認により、対象者が資格を失う、又は失ったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書（第8号様式）により当



該対象者又は対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡したとき、又は対象者である児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日若しくは20歳に至ることにより対象者でなくなる時は、この限りでない。

- 2 対象者は、当該ひとり親家庭等の全員が対象者でなくなったときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成17年規則147号〕

(公簿等の確認)

第22条 区長は、条例及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、必要な公簿等を確認することができる。

- 2 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を前項の規定により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- 3 区長は、第14条第2項及び第20条第5項に定める場合のほか、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を確認することができる書類の提示があったときは、当該事実を確認し、この旨を記録することにより、当該書類の添付を省略させることができる。

追加〔平成8年規則77号〕

(記録管理)

第23条 区長は、医療証を交付した者について、その氏名及び住所、受給者番号、医療証の交付日及び有効期間その他医療費の助成に当たって必要な事項を、電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して記録管理しなければならない。

追加〔平成11年規則10号〕、一部改正〔平成17年規則21号〕

(委任)

第24条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成8年規則77号・11年10号・24年82号〕

付 則

- 1 この規則は、平成2年1月1日から施行する。ただし、第15条、第17条から第19条まで及び第20条第2項から第4項までの規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 医療費の助成は、対象者が平成2年4月1日以後にその疾病又は負傷について医療に関する給

付を受ける場合に行う。

付 則（平成 2 年12月28日規則第82号）

この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 年12月28日規則第85号抄）

1 この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年12月20日規則第73号）

この規則は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年12月28日規則第108号）

この規則は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年12月28日規則第91号）

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年12月12日規則第127号）

1 この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第12条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成 6 年12月以前の所得の制限についてこの規則による改正後の第12条第 1 項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 5 号）による改正前の地方税法附則第33条の 2 の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第32条第 1 項に規定する総所得金額）」とする。

附 則（平成 7 年11月24日規則第90号）

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 5 月31日規則第53号）

1 この規則は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 8 年 6 月 1 日以後に医療証の交付の申請をした者について適用し、同日前に医療証の交付の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 9 月12日規則第77号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 2 号様式の( 1 )及び第 2 号様式の( 5 )の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができ

る。

附 則（平成 8 年12月27日規則第104号）

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月31日規則第39号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年12月26日規則第129号）

この規則は、平成10年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年12月28日規則第114号）

この規則は、平成11年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月 5 日規則第10号）

- 1 この規則は、平成11年 3 月 8 日から施行する。ただし、第 9 条及び第12条の改正規定並びに第 23条を第24条とし、第22条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成11年12月以前の所得の制限についてこの規則による改正後の第12条第 1 項の規定が適用される場合においては、同項中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成10年法律第27号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第33条の 4 第 1 項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 5 号様式、第 6 号様式、第 6 号の 4 様式、第 6 号の 5 様式及び第 7 号の 2 様式の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年12月28日規則第149号）

- 1 この規則は、平成13年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第14条、第17条の 2 から第19条までの規定は、平成13年 1 月 1 日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式から第 2 号様式の( 6 )まで、第 6 号様式、第 6 号の 5 様式及び第 7 号様式の規定に基づき作成された様式 of 用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成13年11月30日規則第99号）

この規則は、平成14年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年10月1日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第12条、第14条、第20条及び別表第3の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日規則第103号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第129号）

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第21号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式による用紙を用いて作成し、交付されているひとり親家庭等医療医療証で、有効期間が満了していないものは、当該医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証とみなす。
- 3 この規則による改正前の第6号様式の規定に基づき作成されたひとり親家庭医療助成費支給申請書は、当分の間、この規則による改正後の第6号様式の規定に基づき作成されたひとり親家庭医療助成費支給申請書とみなす。

附 則（平成17年12月28日規則第147号）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定（「商品先物取引」を「先物取引」に改める部分に限る。）及び第14条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式から第2号様式の(6)まで、第4号様式から第6号の5様式まで、第7号の2様式及び第8号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成18年3月14日規則第13号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定は同年10月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。
- 2 平成18年4月1日において対象者（世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年9月世田谷区条例第50号）第3条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。）となるも

の（第9条第2号を削る改正規定により新たに対象者となるものに限る。）に係る医療証の交付は、同日前においても、行うことができる。

- 3 平成18年10月1日において対象者となるもの（第9条第1号の改正規定により新たに対象者となるものに限る。）に係る医療証の交付は、同日前においても、行うことができる。

附 則（平成18年9月29日規則第100号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第16条の2の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条の規定は、平成19年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第52号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条、第16条の2、第17条の3及び第18条の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条の規定は、平成21年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付されている医療証で、有効期間を満了していないものは、当該医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証とみなす。

附 則（平成20年12月26日規則第101号）

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前における療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月31日規則第47号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日規則第82号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条の規定は、平成24年8月1日以後に医療証の交付の申請をした者について適用し、同日前に医療証の交付の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年12月28日規則第112号）

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、平成25年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前ににおける療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年5月31日規則第65号）

- 1 この規則は、平成25年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後のひとり親家庭等医療費助成規則」という。）第19条の規定及び第2条の規定による改正後の世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の子ども医療費助成規則」という。）第12条の規定は、施行日以後に医療費の助成の申請をした者について適用し、施行日前に医療費の助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前のひとり親家庭等医療費助成規則」という。）第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付されている医療証で、有効期間を満了していないもの並びに第2条の規定による改正前の世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の子ども医療費助成規則」という。）第3号様式及び第3号の3様式による用紙を用いて作成し、交付されている乳幼児医療証及び子ども医療証で、有効期間を満了していないものは、当該医療証、乳幼児医療証及び子ども医療証の有効期間が満了するまでの間は、改正後のひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証並びに改正後の子ども医療費助成規則第3号様式及び第3号の3様式によ

る用紙を用いて作成し、交付された乳幼児医療証及び子ども医療証とみなす。

- 4 この規則の施行の際、改正前のひとり親家庭等医療費助成規則第3号様式、第3号の2様式及び第6号様式の規定並びに改正前の子ども医療費助成規則第3号様式、第3号の3様式及び第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年12月27日規則第93号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第42号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成26年9月30日規則第75号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成25年12月以前の所得についてこの規則による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第11条及び第12条第1項の規定が適用される場合においては、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金（次条第1項において「母子家庭自立支援給付金」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 3 平成26年1月から同年12月までの所得について新規則第11条及び第12条第1項の規定が適用される場合においては、新規則第11条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、新規則第12条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支

援給付金等」とする。

附 則（平成28年2月29日規則第29号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月28日規則第118号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条の規定は、平成31年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、それにより日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、それにより日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの



17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する状態であって、それにより日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第5条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 10 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
  - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第10条関係）

条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。） 及び扶養親族等でない児童の数	金額
0人	1,920,000円

1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。)があるときは当該特定扶養親族等1人につき150,000円をその額に加算した額)
------	--

一部改正〔平成2年規則82号・3年73号・4年108号・5年91号・6年127号・7年90号・8年104号・9年129号・10年114号・14年83号・24年112号・28年118号〕

別表第4(第10条関係)

扶養親族等及び扶養親族等でない児童 の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

一部改正〔平成6年規則127号・7年90号・8年104号・9年129号・10年114号・28年118号〕

別表第5(第10条関係)

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないとき

は、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

一部改正〔平成6年規則127号・7年90号・8年104号・9年129号・10年114号〕

第1号様式(第14条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書

世田谷区長 あて

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の交付を申請します。

申請者	フリガナ			申請年月日			受給者番号		
	氏名			住所	( )				
	個人番号		生年月日		障害の有無	有・無	新規・増員の別	新規・増員	
対象児童	氏名	個人番号	生年月日	続柄	同居 別居	障害の有無	子ども 該当	受給者番号	
	フリガナ				同居 別居	有 無	有 無		
	フリガナ				同居 別居	有 無	有 無		
	フリガナ				同居 別居	有 無	有 無		
	フリガナ				同居 別居	有 無	有 無		
	フリガナ								
扶養義務者	フリガナ								
	フリガナ								
申請理由	イ 離婚      ロ 死亡      ハ 障害      ニ 生死不明      ホ 遺棄      ヘ 保護命令 ト 拘禁      チ 未婚      リ 養育者      ヌ 孤児の養育者      ル その他 ( )								
申請理由がハ・リの場合	配偶者の氏名				配偶者の個人番号				
加入保険	記号番号			別居者氏名	別居先住所				
	被保険者氏名								
	保険者名								
	保険者番号								
申請理由がハの場合	父の氏名			障害基礎年金(1級)受給・診断書					
	母の氏名			障害基礎年金(1級)受給・診断書					
児童に障害がある場合	児童の氏名			愛の手帳( )度・身体障害者手帳( )級・その他					
	児童の氏名			愛の手帳( )度・身体障害者手帳( )級・その他					

全部改正〔平成28年規則118号〕

第2号様式の(1)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(ひとり親家庭等となった理由・事実婚解消の場合)

項 目	内 容
子の父(母)の状況	1 判 明 氏 名 住 所 電話番号 2 不 明 (理由 )
同居の期間	年 月から 年 月まで
事実婚を解消した理由	
同居時の住所	
子供の安否を気遣う 電話・手紙等の連絡	{ 1 有 り — (1) 時々有り (頻度月 回) (2) 年 月まで有りその後無し { 2 無 し
仕 送 り	{ 1 有 り — (1) 定期的に有り (月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し { 2 無 し
訪 問 回 数	{ 1 有 り — (1) 時々有り (頻度月 回) (2) 年 月まで有りその後無し { 2 無 し
認 知 の 有 無	{ 1 有 り { 2 無 し (理由 )
申請者の生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

世田谷区長 　　　　　あて

氏 名 \_\_\_\_\_

一部改正〔平成8年規則77号・12年149号・17年147号〕

第2号様式の(2)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(ひとり親家庭等となった理由・診断書確認による障害の場合)

項 目	内 容
障害の状態にある父又は母の氏名	氏名 _____
就 労 状 況	<p>(該当する番号に○印をしてください。)</p> <p>1 就労している (自営業も含む。)</p> <p>2 就労していない。(理由)</p> <p>3 現在休職中である。  休職期間       年    月    日から                    年    月    日までの予定</p>
就 労 形 態	<p>1 常 勤 雇 用</p> <p>2 非 常 勤 雇 用</p> <p>3 自 営 業 ・ そ の 他</p>
日常生活の状況	<p>1 介護状況 (常時介護が必要 ○その他)</p> <p>2 身辺処理状況 (手助けが必要 ○自分でできる。)</p>
通院等の状況	<p>・ 通院 月平均       回</p> <p>・ 過去1年間の入院歴                    回：延           日間</p>
その他の参考事項 (詳細に記入してください。)	

上記のとおり相違ありません。

年    月    日  
世田谷区長           あて

氏 名 \_\_\_\_\_

一部改正〔平成12年規則149号・17年147号〕

第2号様式の(3)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書  
(ひとり親家庭等となった理由・生死不明の場合)

生死が明らかでない父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日  
世田谷区長 えて

氏名 \_\_\_\_\_

一部改正〔平成12年規則149号・17年147号〕

第2号様式の(4)(第14条関係)



ひとり親家庭等認定調書  
(ひとり親家庭等となった理由・保護命令の場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

世田谷区長 あて

氏名 \_\_\_\_\_

追加〔平成24年規則82号〕、一部改正〔平成25年規則93号〕

第2号様式の(6)(第14条関係)



ひとり親家庭等認定調書  
(ひとり親家庭等となった理由・未婚の場合)

項 目	内 容	容
子の父の状況	1 判明 氏名 住所 電話番号	2 不明 理由
妻の有無	1 有り	2 無し
子供の安否を気遣う電話・手紙等の連絡	{ 1 有り— (1) 時々有り (頻度月 回) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無し	
仕 送 り	{ 1 有り— (1) 定期的に有り (月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無し	
訪 問 回 数	{ 1 有り— (1) 時々有り (頻度月 回) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無し	
認 知 の 有 無	{ 1 有り 2 無し (理由: )	
申請者の生計維持方法		
その他参考事項		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日  
世田谷区長 あて

氏 名 \_\_\_\_\_

記入上の留意：記入することが困難な事項については、記入する必要はありませんが、  
できる限り記入してください。

全部改正〔平成4年規則108号〕、一部改正〔平成8年規則77号・12年149号・17年147号・24  
年82号〕

第2号様式の(7)(第14条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(養育者の場合)

養育児童の氏名	生 年 月 日	続 柄
養育している期間	年 月 日から現在まで	
児童の父の状況	1 死亡 ( 年 月 日死亡) 2 その他	
児童の母の状況	1 死亡 ( 年 月 日死亡) 2 その他	
その他参考事項		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

世田谷区長 あて

氏 名 \_\_\_\_\_

一部改正〔平成12年規則149号・17年147号・24年82号〕

第3号様式(第14条関係)

<span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">医 療 証</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(一部)</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">食</span>		受給者番号・氏名		備考	受給者番号・氏名		備考
住所			負担者番号			負担者番号	
			受給者番号			受給者番号	
氏名			負担者番号			負担者番号	
			受給者番号			受給者番号	
有効期間	年 月 日から						
	年 月 日まで						
次の受給者は、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を世田谷区が助成するものであることを証明する。							
世田谷区長名 印							
交 付 年月日							
		年 月 日					

(裏)

<p>この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。</p>	問い合わせ先	<p style="text-align: center;">御注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出し、高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金相当額をお支払いください。</li> <li>2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。</li> <li>3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。</li> <li>4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。</li> <li>5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、左記の窓口へ医療費の支給を申請してください。</li> <li>6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を左記の窓口にお返しください。</li> <li>7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、左記の窓口はこの証を添えて届け出てください。</li> <li>8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、左記の窓口で再交付を受けてください。</li> <li>9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。</li> </ol>
---	--------	---

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・20年52号・24年112号・25

年65号・28年29号・118号〕

第3号の2様式（第14条関係）

② 医療証 ③		受給者番号・氏名		備考		受給者番号・氏名		備考	
住所		負担者番号				負担者番号			
氏名		受給者番号				受給者番号			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担者番号				負担者番号			
次の受給者は、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を世田谷区が助成するものであることを証明する。 世田谷区長名 印		受給者番号				受給者番号			
交付年月日	年 月 日	負担者番号				負担者番号			
		受給者番号				受給者番号			

(裏)

	問い合わせ先	御注意 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に取扱い病院等の窓口へ提出してください。 2 入院の場合は食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、左記の窓口へ医療費の支給を申請してください。 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を左記の窓口にお返しください。 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、左記の窓口へこの証を添えて届け出てください。 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったときは、左記の窓口で再交付を受けてください。 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。
--	--------	---

追加〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・20年52号・24年112号・25年65

号・28年118号〕

第4号様式（第14条関係）

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました医療証の交付については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下の理由

氏 名

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・28年29号〕

第5号様式（第16条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書

以下のとおり、医療証の再交付を申請します。

なお、再交付の後、紛失した医療証を発見したときは、その医療証を速やかに返還します。

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( )

氏 名 \_\_\_\_\_

受 給 者 氏 名


再交付申請の理由	
申請理由の発生の日	年 月 日

全部改正〔平成11年規則10号〕、一部改正〔平成17年規則147号〕

第5号の2様式(第17条の3関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免申請書

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日					
	住 所						
傷 病 名							
発 病 又 は 負 傷 年 月 日							
申 請 の 理 由							

上記のとおり、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の3の規定に基づき、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

世田谷区長 あて

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

追加〔平成12年規則149号〕、一部改正〔平成17年規則147号〕

第5号の3様式（第17条の3関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免証明書

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日					
	住 所						
減 額、 免 除 の 別		減額 ( 円)、免除					
有 効 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日					

上記のとおり、世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の3の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

世田谷区長名 印

追加〔平成12年規則149号〕、一部改正〔平成17年規則147号〕

第5号の4様式(第17条の3関係)



年 月 日

あて

世田谷区長名 印

ひとり親家庭等医療費助成制度一部負担金減免不承認通知書

年 月 日付で申請のありました世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第17条の3の規定に基づく一部負担金の減免については、次の理由で助成をしないことに決定しましたので、通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・28年29号〕

第6号様式（第19条関係）

ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

世田谷区長 あて

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療助成費の支給の申請をします。

		申請年月日		年 月 日	
(フリガナ) 申請者氏名	住所	電話 ( )			
(フリガナ) 対象者氏名	受給者番号				
生年月日	年 月 日				
支給申請額について 他の助成の有無	各健康保険組合等の高額療養費・付加給付による給付 有・無		日本スポーツ振興センターの学校災害共済給付 有・無		
	交通事故等第三者行為による給付 有・無		他の医療助成制度 有・無		
申請種類	入院・外来	診療年月	医療機関等の名称	支給申請額	
医科・歯科・薬剤・補装具・その他	入院 外来	年 月		円	食 円 円
医科・歯科・薬剤・補装具・その他	入院 外来	年 月		円	食 円 円
医科・歯科・薬剤・補装具・その他	入院 外来	年 月		円	食 円 円
医科・歯科・薬剤・補装具・その他	入院 外来	年 月		円	食 円 円
医科・歯科・薬剤・補装具・その他	入院 外来	年 月		円	食 円 円
医科・歯科・薬剤・補装具・その他	入院 外来	年 月		円	食 円 円
申請の理由	1 医療証を使うことができない医療機関等のため      2 医療証交付前のため 3 医療証を提示しなかったため                              4 その他 ( )				

医療助成費は、下記の口座に振り込んでください。

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	店	普通	口座番号 (右詰めで記入)						
				口座名義 (カタカナ)						

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・25年65号・26年42号〕

第6号の2様式(第19条関係)

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

ひとり親家庭等医療助成費支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました医療助成費については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

受給者氏名  
受給者番号  
支給額合計 円

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・28年29号〕  
第6号の3様式（第19条関係）

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

ひとり親家庭等医療助成費支給申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました医療助成費の支給については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

受給者氏名

却下の理由

申請内容

申請額

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・28年29号〕

第6号の4様式（第20条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度申請事項変更届

以下のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項を変更しましたので届け出ます。

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所 \_\_\_\_\_  
電話 ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

1 変更事項 (該当する番号に○を付けてください。)

- ① 加入保険 (新しい保険証の内容を記入し、保険証のコピー (表紙と家族欄) を添えてください。)

保険証記号番号	
フリガナ 被保険者氏名	
保険者番号	
保険者名	

世帯全員か個人に○を付けてください。

世帯全員

個人 (氏名を記入してください。)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

- ② 世帯構成の変更

変更前	変更後 (新たに同居した者がいる場合は、その者の個人番号も記入してください。)
	同居した者の個人番号 ( ) _____

- ③ その他変更 (内容をご記入ください。)

変更前	変更後

2 変更年月日 年 月 日

全部改正〔平成11年規則10号〕、一部改正〔平成17年規則147号・28年118号〕

第6号の5様式 (第20条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅届

以下のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので届け出ます。

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所 \_\_\_\_\_  
電話 ( )

氏 名 \_\_\_\_\_

消 滅 理 由	1 生活保護受給
	2 ひとり親家庭等でなくなった。 (理由: _____)
	3 児童を扶養しなくなった。
	4 施設入所 児童氏名 ( _____ ) 施設名 _____ 施設住所 _____
	5 その他 (理由: _____)
消 滅 年 月 日	年 月 日

全部改正〔平成11年規則10号〕、一部改正〔平成12年規則149号・17年147号〕

第7号様式（第20条関係）

第三者行為による傷病届

第三者行為による傷病届					
被害者に関する こと 関	受給者番号		氏名		
	加入保険	名称		保険者番号	記号番号
		連絡先			
加害者に関する こと	氏名		左の 使用 主	名称	
	住所			所在地	TEL
	職業			代表者	
	加害者が不明のとき (その理由・状況を詳しく)				
事故の 状況	発生年月日	年 月 日 午前 時 分頃 後			
	発生場所				
	原因とその状況				
被害 状況	傷病名				
	初診年月日				
	診療見込期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	受診病院名				

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

世田谷区長 あて

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

一部改正〔平成12年規則149号〕

第7号の2様式(第20条関係)

年度ひとり親家庭等医療費助成制度医療証現況届

		提出日（送付日を記入してください。）	
		年 月 日	
世田谷区長 へ		生 年 月 日	
届出者	氏名		
	住所	電	話

受 給 者 状 況							
氏 名	続柄	生年月日	同居・別居の別	住 所 (別居のみ記入)	障害の有無	事由コード	

◎父若しくは母又は児童に障害のある方  
 障害の程度等に変更があった場合は、  
 その方の氏名及び障害の状況をご記入く  
 ださい。

◎お子さんが施設入所されている方  
 入所されている施設の施設名及び  
 入所日をご記入ください。

障害の程度等 に変更があつ た方の氏名	
---------------------------	--

施 設 名	入 所 日
	年 月 日

変更後の障害の状況

--

全部改正〔平成11年規則10号〕、一部改正〔平成15年規則129号・17年147号〕

第8号様式（第21条関係）



年 月 日

あて

世田谷区長名 印

ひとり親家庭等医療費助成制度受給資格消滅通知書

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので通知します。

消滅日 年 月 日  
消滅の理由  
消滅該当者

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起することができます（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

全部改正〔平成17年規則21号〕、一部改正〔平成17年規則147号・28年29号〕